

消防用水利指定承諾書

平成 年 月 日

(あて先) 西尾市消防署長

届出者 電話

住 所

氏 名

消防法第２１条第１項の規定により、消防水利として指定されることを承諾いたします。

なお、消防水利を変更、撤去、または使用不能等の状態に置こうとする場合は事前に届け出ます。

水利所在地			
水利種別	□防火水槽 □その他（ ）		
容量・基数	m ³ 基		
※受付欄		※経過欄	

(参考)

消防法第 21 条 消防長又は消防署長は、池、泉水、井戸、水そうその他消防の用に供し得る水利についてその所有者、管理者又は占有者の承諾を得て、これを消防水利に指定して、常時使用可能の状態に置くことができる。

2 消防長又は消防署長は、前項の規定により指定をした消防水利には、総務省令で定めるところにより、標識を掲げなければならない。

3 第1項の水利を変更し、撤去し、又は使用不能の状態に置こうとする者は、予め所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。